

イタリア年金制度における 「給付の自動性の原則」による 労働者の保護

小島晴洋

1. はじめに

イタリア民法2116条は、「社会保障給付の自動性の原則 (Principio dell'automaticità delle prestazioni previdenziali)」を規定する。これは、事業主が拠出を正しく支払わなかった場合でも、労働者が給付の支給要件を満たしさえすれば、社会保障給付が行われるという原則である。老齢・障害・遺族給付制度 (prestazioni di vecchiaia, invalidità e superstiti. 以下、年金制度という) では、この原則が修正され、社会保障機関が事業主から拠出を徴収する権利が時効消滅していない範囲内においてのみ適用される「部分的な自動性 (automaticità parziale)」の原則とされているが、その適用に当たっては、具体的な場面において多くの問題が起きており、裁判例も多い。「自動性の原則」をめぐる議論は、ほとんど年金制度において行われていると言っても過言でない¹⁾。

本稿は、年金制度におけるこの原則の適用をめぐる、労働者の権利がどのように保護されているかを具体的に分析したものである。すなわち、年金制度においては、事業主からの拠出を徴収する権利が時効消滅しない

1) 「給付の自動性の原則」に係る基本的な説明は、小島晴洋 (2015) 「イタリア社会保障における「給付の自動性」の原則」専修法学論集123号25-51頁。

限り「自動性の原則」により給付が保障されるが¹、労働者は、「自動性の原則」から外れて給付の不利益が発生する事態をどのように防止することができるのか。また給付の不利益が発生した場合に、その回復はできるのか、あるいは給付に代わる損害填補を求めることはできるのか。

本稿の構成は以下のとおりである。次節では、労働者が就労継続中ないし現役世代である間に、自己の年金受給資格等に関する情報を入手できるか、また給付の不利益の防止のために何を行うことができるかについて記述する。次いで第3節では、「自動性の原則」の適用を左右する時効の問題を論ずる。第4節は、給付が失われた場合における事業主の損害填補義務（民法2116条2項）に関する解説であり、第5節においては、実質的に給付を回復する機能を果たす「終身定期金制度（*rendita vitalizia*）」を紹介する。第6節および最終節では、日本との比較およびそれに基づく考察を行った。

2. 就労継続中の被保険者の保護

(1) 拠出の支払い

民法2115条は、「1.法律に別段の定めがある場合のほか、事業主と労務提供者は、社会保障及び扶助の制度に対して、平等に（*in parti eguali*）拠出を行う。2.事業主は、労務提供者の負担部分に関しても、拠出支払いの責任を負う。ただし、特別法に基づく求償の権利を妨げない²⁾。3.社会保障及び扶助に関する諸義務を排除しようとするいかなる取決めも、無効である」と規定する。また、年金制度に関する1952年4月4日法律218号19

2) 民法2115条は「求償（*rivalsa*）」との用語を使用しているが、これは要するに労働者の報酬からの控除（*trattenuta*）のことであり、不適切な用語と指摘されている（Cabibbo, Emanuele, “La previdenza sociale nel codice civile”, in *Rivista italiana di previdenza sociale*, 1948, pp. 16-17）。

条も、第1項において、事業主が労働者負担分を含めて拠出義務を負う旨およびそれに反する取決めが無効である旨を規定するとともに、第2項において、労働者負担分の拠出が、労働者に対して報酬が支払われるときに、事業主によって控除（天引き）される旨を規定する。これらの規定によって、イタリアにおける拠出の支払いは、おおむね日本と同様に、事業主によって被用者負担分が報酬から天引きされ、事業主負担分と併せて事業主によってINPS（Istituto nazionale della previdenza sociale、全国社会保障機構）に納付される、という仕組みで行われている³⁾。

事業主は、毎年6月30日までに、労働者の氏名や、その他の義務的社会保障制度適用のために必要な情報を、INPSに届け出なければならない（1978年7月6日緊急法律命令352号（法律転換1978年8月4日法律467号）4条1項）。事業主はまた、毎年6月30日までに、INPSに行った届出の写しを、労働者に交付しなければならない（同条5項⁴⁾。これらの義務の懈怠に対しては、行政秩序罰として過料が規定されているほか（同条3・5項）、拠出を免れる目的で届出をせず、その結果の不拠出総額が一定額以上に達した場合には、事業主に対して2年以下の懲役刑が科される（2000年法律338号116条19項）。

一方INPSも、事業主による届出の概要について、報酬額を含めて拠出

3) ただし、負担割合は日本（労使折半）と異なり、事業主負担のほうが重い。2015年1月1日現在、年金制度の拠出料率は、原則として33.0%（うち、事業主負担分23.81%、労働者負担分9.19%）である。

4) この規定の初出は、1969年4月30日法律153号38条である（1978年緊急法律命令352号4条6項）。すなわち、年金における「部分的な自動性の原則」の導入と同時に、事業主の義務を重くすると同時に、労働者にも自らの保険上の地位について注意しコントロールする負担を課したものであった（Maneschi, Adriano, "Revisione e modifiche dell'ordinamento pensionistico dell'Istituto nazionale della previdenza sociale", in *Rivista italiana di previdenza sociale*, 1969, p. 647. Luciani, Alfonso, "L'arti. 40 della legge 30 aprile 1969, N. 153, e l'automaticità delle prestazioni previdenziali", in *La Previdenza Sociale nell'Agricoltura*, 1970, pp. 199-200)。

記録要旨 (estratto conto) を作成し、労働者に送付することとされている。その概要は、社会保障省令によって定められる (1978年緊急法律命令352号4条4項)。

事業主が正しく拠出を INPS に支払わなかった場合については、まず延滞金が課されることになる (通常「民事的制裁 (sanzioni civili)」といわれる)。これは、拠出の支払いの欠如ないし遅滞という事実の発生それ自体によって自動的に付随的な義務が生じ、経済的な負担 (逡増していく) によって債務者 (事業主) に履行を促すものである。追加的に発生する延滞金について、利率その他の条件は事業主の不履行の態様によって異なるが⁵⁾、労働者負担分の拠出についても事業主が負担しなければならない (1935年10月4日緊急法律勅令1827号111条)。

さらに、拠出の不履行に関しても、過料が規定されている (1952年法律218号23条, 2010年法律183号4条)。また、事業主は、労働者の報酬から天引きした労働者負担分の拠出について、一切の差額調整・相殺等を行うことができず、そのまま正しく INPS に支払わなければならない (1983年9月12日緊急法律命令463号 (法律転換1983年11月11日法律638号) 2条1項)。天引き分を正しく拠出しなかった事業主は、3年以下の懲役および罰金刑に処せられる (同条1-bis 項)。

INPS などの社会保障機関には、立入り・押収などについて労働監督署と同様の調査権限が与えられている (1983年緊急法律命令352号3条)。また、租税とほぼ同様の強制的・優先的な徴収権も与えられている⁶⁾。INPS などの社会保障機関は、拠出徴収債権について債務者の動産に対して先取特権を有し (民法2753条)、また破産時にも拠出徴収債権は破産債権から除外される (1988年法律48号4条)。

5) Cinelli, Maurizio, *Il rapporto previdenziale*, 2a. ed., il Mulino, 2011, pp. 214-215.

6) Cinelli, 前掲注5), pp. 213-214.

(2) 事業主に対する労働者の対抗策

事業主が正しく拠出の支払いをしていない事実を労働者が知った場合、労働者にはどのような対抗策があり得るか。

まず、①事業主に刑事罰を科する手続きについてその促進（構成要件を充足させる、告発を行う等）を図ることができるほか、事業主に対する直接の民事的請求としては、②事業主の拠出義務の確認の請求、③事業主による損害填補（民法2116条2項（後述））を保証するための事業主財産に対する抵当権の設定の請求、が可能である。これらの手段は、労働関係の継続中で社会保障における損害の発生が起きていない段階でも、講ずることができる。将来の損害や困難を防止できるためである。労働者による上記②、③の請求権の時効は、通常の時効期間10年（民法2946条）が適用され、労働者が拠出の不正を知ったときから開始され、労働関係の継続中でも時効が中断されることはない（破毀院1981年判決6389号⁷⁾。

事業主に対するこのような予防的な⁸⁾請求権を労働者に与えることに対しては、破毀院はかつては消極的であったが、近年はおおむね認める傾向にある（破毀院1986年判決2780号、1989年判決379号⁹⁾）。破毀院が「労働者は、自らのため、また自らの保険上の地位について法規定に適合するため、社会保障の拠出を正規化する（regolare）ことに関して、真正な自らの（vero e proprio）権利を有する」と判示した（2002年判決9850号）ことについて、労働者の「拠出上の地位の権利（diritto alla posizione contributiva）」を認めたものとする見解もある¹⁰⁾。しかし上記①～③にみるよう

7) Miscione, Michele, “Commento all’art. 2116”, in P. Cendon (a cura di), *Commentario al codice civile*, UTET, 1991, V, pp.379-380.

8) これらは、民法2116条2項に基づく事業主に対する労働者の損害填補請求権に基づく予防的な措置（azioni cautelari）と位置づけられている。

9) Zangari, Guido, *Commentario al codice civile, Libro V, Del lavoro*, UTET, 1993, pp. 710-711. Capurso, Pietro, “Commento all’art. 2116”, in P. Cendon (a cura di), *Commentario al codice civile*, Giuffrè, 2011, V, pp. 1116-1117.

に、労働者には、事業主に対して社会保障機関に拠出を支払わせる命令を、直ちに出示させるための法的手段はない。事業主に対しては、あくまでも間接的な請求ができるにとどまっている¹¹⁾。

(3) 社会保障機関に対する届出

これに対して、労働者は、事業主が拠出義務を正しく履行していないことについて、社会保障機関に対して届け出る (*denuncia*) ことができる¹²⁾。

年金における自動性の原則は、時効消滅していない拠出債権に係る部分のみに認められる「部分的な自動性」であるため、それを適用して労働者を保護するために、届出を受けた社会保障機関は、拠出債権の消滅時効の進行を中断する義務があると解されている¹³⁾。過去の通説は、社会保障機関がその義務を怠り、結果として労働者に損害（年金の不支給や減額など）が生じた場合には、当該社会保障機関は、不法行為（民法2043条）に基づく損害賠償責任を負うとしていた¹⁴⁾。

この問題について破毀院は、初期には損害賠償責任を否定していた（1972年判決2001号など）が¹⁵⁾、その後に判例を変更し、現在は、過去の通説以上に直接的に労働者を保護する解釈を示している。

10) Canavesi, Guido, "Art. 2116, Libro Quinto Del Lavoro", in *Tomo I Artt. 2060-2361, Codice Civile Annotato con la dottrina e la giurisprudenza (a cura di Giovanni Perlingieri)*, Edizioni Scientifiche Italiane, 2010, p. 340. Persiani, Mattia, *Diritto della previdenza sociale, 19a ed.*, CEDAM, 2012, pp. 132-133.

11) Miscione, Michele, "L'automaticità delle prestazioni", in *Lavoro e Diritto*, 1987, p. 363.

12) 特段の根拠条文はないようであるが、当然のこととして認められている。

13) Persiani 前掲注10), p. 237.

14) Miscione 前掲注7), p. 379.

15) Boer, Paolo, "Ricongiunzione dei periodi assicurativi e automaticità delle prestazioni nella giurisprudenza della Corte costituzionale", in *Rivista giuridica del lavoro e della previdenza sociale*, 1998, n. 3, III Giurisprudenza, p. 403.

まず、「労働者が社会保障機関に事業主の拠出不履行を届け出たにもかかわらず当該機関がその不履行拠出を追求する措置をとらなかった場合、…社会保障機関は、当該労働者の保険上の地位を正しくする措置をとる義務がある」と判示した（2002年5月21日判決7459号 *Repertorio generale annuale Foro italiano*, 2002, *Previdenza sociale*, n. 391）。これは、「不履行部分の拠出を有効とするもの」¹⁶⁾あるいは「時効が完成した拠出部分にも自動性の原則の適用を認めたもの」¹⁷⁾と解された。次いで2003年判決2100号では、労働者は社会保障機関に事業主の拠出不履行を届け出ることにより、拠出債権の消滅時効の進行を中断することができる旨を判示した¹⁸⁾。

これにより、拠出不履行の事実を知った労働者は、事業主を相手にするよりむしろ、社会保障機関を相手にすることにより、自らの権利を直接に守ることができることとなった。労働者による届出と時効については、年金制度における自動性の原則において本質的ともいえる重要な意義を有するものであり、次節で詳述する。

3. 拠出債権の消滅時効

(1) 時効の諸相

INPSなどの社会保障機関が拠出を徴収する権利（拠出債権）は、時効によって消滅し、また徴収権が時効によって消滅した拠出については、事業主による支払いもINPS等による受領も行うことができない。時効期間については変遷があり後述するが、この原則については、1935年緊急法律勅令1827号55条で定められ、1995年法律335号3条9項で再確認された。

この時効制度および「支払い・受領禁止原則」の存在理由は、権利義務

16) Capurso 前掲注9), p. 1117.

17) Canavesi 前掲注10), p. 340.

18) Canavesi 前掲注10), p. 340.

関係を早期に確定させ、制度の財政均衡を維持するためである。すなわち、はるか過去に遡った拠出により給付の増加がもたらされることを避けるためである¹⁹⁾。時効完成後に拠出の支払いがあった場合は、返還される。また、裁判においては、時効の適用は援用を必要とせず、裁判官によって職権で適用される²⁰⁾。

時効期間は、当初、1935年緊急法律勅令1827号55条1項で5年間とされたが、1969年法律153号41条により、10年間に延長された。この立法は、いわゆるプロドリニ改革の一環として年金制度について「部分的自動性の原則」を導入したものであったが²¹⁾、時効期間を延長した趣旨は、「労働者が被る損害を避ける、ないし縮小する」ことにあった²²⁾。さらに1983年法律638号2条19項は3年間の時効停止（sospensione）を定め、時効期間は実質的には13年間とされていた。

1995年法律335号は、いわゆるディーニ改革として年金制度の抜本的な見直しを行ったものであったが、その3条9項は時効期間を短縮し、原則として5年間とした。ただし、例外規定を設けると同時に遡及適用するのであったため、実務に混乱が生じた。次項で詳述する。

なお、イタリア民法に定める債権の消滅時効期間は、原則として10年間である（2946条）。また、賃金債権の消滅時効期間は、5年間である（民法2948条4号）。

(2) 1995年法律335号に基づく現行の消滅時効

1995年法律335号3条9項は、1996年1月1日から、「労働者またはその

19) Cinelli 前掲注5), pp. 215-216.

20) Cinelli, Maurizio, *Diritto della previdenza sociale, 11a ed.*, Giappichelli, 2013, p. 241, p. 298.

21) 小島・前掲注1), 41-42頁。

22) Maneschi 前掲注4), p. 643.

遺族による届出のある場合を除き」、時効期間を5年間に短縮する旨を規定している。また同条10項は、9項が法施行日（1995年8月17日）以前の拠出についても遡及適用される旨を規定している。この時効期間短縮については、遡及適用と除外規定（労働者等による届出の場合）が議論となった。

まず遡及適用について、実務上大きな問題が生じた。判例の蓄積（2008年破毀院判決5784号・6173号）により、現在は次のように整理されるに至っている²³⁾。

- ① 1995年8月17日より前の期間に係る拠出には、1996年1月1日から、短縮された時効期間「5年間」が適用される（10年間ないし13年間だったために時効消滅していなかった拠出債権が、1月1日に、一斉に時効消滅することになる）。
- ② ただし、上記①の拠出で、1995年8月17日より前に時効中断の措置が講じられている場合には、停止期間を含めて「13年間」が維持される。
- ③ 上記①の拠出で、1995年8月17日～12月31日の間に時効中断の措置が講じられた場合には、「10年間」が維持される。
- ④ 1995年8月17日以後の期間に係る拠出は、1995年12月31日までは10年間の時効期間、1996年1月1日からは5年間の時効期間が適用される。

次に「労働者等の届出」による除外規定であるが、これは、労働者等がINPSなどの社会保障機関に対して事業主の拠出不履行の旨を届け出た場合には、時効期間を従前通りの10年間とする、ということである。この規定は、拠出関係の直接の法的当事者でない労働者の行為に時効期間の延長という法的効果を与えたという意味で、法体系上は特殊な性質を有する²⁴⁾。

23) Avio, Alberto, *Della previdenza e dell'assistenza (Artt. 2114-2117)*, in *Il Codice Civile Commentario (a cura di Piero Schlesinger e Francesco Donato Busnelli)*, Giuffrè, 2012, p. 65. INPS, Direzione Centrale Entrate, Coordinamento Generale Legale, Circolare 02/03/2012, n. 31.

しかし、「時効期間を短縮した代わりに、労働者に権利を守る力を与えたもの」²⁵⁾、「定期的に自らの抛出現況を知らされている労働者を、適正な管理・コントロールに参画させるもの」²⁶⁾などと評され、学説はおおむね好意的である。

この届出は、原則として、5年間の時効完成前に行う必要がある。また、届出は、事業主の抛出不履行の旨の届出であり、社会保障機関に対して労働者またはその遺族から、直接に行われたものでなければならない。時効期間延長の効果は、社会保障機関が何らかの措置をとるか否かにかかわらず、労働者等による届出のみで発生する²⁷⁾。労働者等の届出による時効延長措置は、抛出の債務者たる事業主に知らされる必要はない（2009年破毀院判決46号）²⁸⁾。

(3) 小 括

前節で述べたとおり2003年の破毀院判例（2100号）は、労働者による届出に、時効中断の効果も与えている。届出が時効中断の効果を持つための要件は、前項の時効期間延長の効果を持つための要件と同様と理解されているようであり、結局、1つの届出が、抛出債権の消滅時効に関して、期

24) Cinelli, Maurizio, “Nota sulla sentenza della Corte di cassazione, sezione lavoro, 24 gennaio 2012, n. 948”, in *Rivista del diritto della sicurezza sociale*, anno XII, n. 1, 2012, p. 205 は、「労働者の届出は、本来、時効制度の外のものであり、新旧の時効期間の経過措置として、法により与えられた一種の特権である」とする。

25) Capurso 前掲注9), p. 1119.

26) Avio 前掲注23), pp. 66-67.

27) Avio 前掲注23), pp. 65-66. INPS 前掲注23)。

28) 破毀院はこの判決において、「労働者等の届出による時効延長措置は、抛出に関して債権者でも債務者でもなく、単なる受益者に過ぎない労働者等に、時効期間の帰趨を係らしめた点において、民法の制度外にある。一般に債務者の『時効の利益』の権利性が承認されつつあることは否定しないが、立法者は、利益考量を行って、事業主のその利益を犠牲にして、事業主に知らされない場合においても、労働者等による届出と時効期間の延長とを結びつけることを選好した」と述べている。

間延長と時効中断の2つの効果を有することになる。時効中断の効果に関しても、拋出関係の直接の法的当事者でない労働者の行為に法的効果を与えたという意味で、法体系上は特殊な性質を有するが、1995年法律335号3条9項で示された立法者の考えが、結局は破毀院によって是認され採用されるに至ったものと考えられる。

1996年1月1日以降の原則的なルールに従えば、5年間の時効期間が満了する前に労働者が届出を行った場合、その届出により時効中断と時効期間延長の効果が生ずるので、結局、新たな時効期間は届出日から10年間となる。それは結局、もともとの時効期間を加えて、時効期間を事実上最長15年間まで延長する効果を有する。「拋出債権の消滅時効期間内に限り、拋出が実現したものとする」とする年金制度の部分的自動性の原則において、これはその適用範囲を大幅に拡大するものであり、受給権の保護のために重要な意義を有するものといえよう。

4. 事業主による損害の填補

(1) 民法2116条2項

自動性の原則を定める民法2116条は、第2項において、「前項ただし書きの規定により、拋出の不払いまたは不正規の払い込みのため、社会保障および扶助の制度においてその負担すべき給付の全部または一部につき義務を負わない場合には、事業者はこれによって労務提供者に生じた損害につき責めに任ずる。」と規定する²⁹⁾。これは、自動性の原則が働かない結果として労働者に年金の不支給、減額などの損害が生じた場合に、事業主

29) 自動性の原則を定める2116条1項の規定は次の通りである：「第2114条に規定する給付は、たとえ事業者が社会保障および扶助の制度のために負担すべき拋出を正しく支払わなかったときでも、労務提供者に支払われる。ただし、特別法の別段の定めがあるときは、この限りでない。」

に損害填補の責任を負わせる規定である。

このような規定は、1942年の民法以前は、一切存在しなかった³⁰⁾。そして破毀院判例（たとえば1938年7月4日 *Foro Italiano*, 1938, I, 1545）は、このような場合の事業主の責任を認めない解釈を示していた³¹⁾。その理由は、① 抛出契約は事業主・社会保障機関間のものであって労働者には関わらないので、事業主には労働者の損害を填補する契約上の責任はない、② 不法行為に基づく損害賠償は、特別法がないために認められない、などであった³²⁾。

民法2116条2項は、この問題に正面から立ち向かい、自動性の原則を最大限に生かす形で労働者に最終的な（*chiusura*）保護を与える立法であった。すなわち、まずは同条1項により自動性の原則で保護を与え、それが実現していない領域でも、事業主による損害填補という「補助的な手段（*strumento sussidiario*）」で労働者を保護することとしたのである。この条文は、抛出不履行にかかる事業主の責任を明確に規定して以後の議論を不要にした点で、重要な意義を有するものであった³³⁾。

(2) 適用

この条文により損害填補が認められる要件は、①自動性の原則が適用されないこと、②給付の全部または一部の喪失が抛出不履行に起因すること、である（破毀院1987年判決41号など³⁴⁾。自動性の原則が働く場合には適用されない。すなわち、この条文が適用されるのは、原則として年金制度

30) 自動性の原則自体は、民法典登場以前に、すでに社会保障の個別立法において規定されていた。小島・前掲注1), 27-28頁。

31) Cabibbo 前掲注2), p. 18. Zangari 前掲注9), p. 712. Miscione 前掲注7), p. 380.

32) Zangari 前掲注9), p. 712. Miscione 前掲注7), p. 380.

33) Zangari 前掲注9), p. 712. Miscione 前掲注7), p. 380.

34) Zangari 前掲注9), p. 714. Miscione 前掲注7), p. 382.

においてのみであり、かつ、拋出債権が時効により消滅した場合に限られることになる³⁵⁾。

対象となる損害額は、不履行拋出の額ではなく、正しく拋出が行われていたら得られたであろう給付額と実際の給付額との差額である（破毀院1985年判決5975号など³⁶⁾。

原則として、一般の損害賠償と同様、民法1223条（契約上の損害賠償）、1226条（裁判官による公正な評価）が適用され、失われた利益（*lucro cessante*）のみならず、生じつつある損害（*danno emergente*）も含まれる（破毀院1983年判決7603号など）。すなわち、将来予想される給付額も対象となる。貨幣価値は、再評価される（破毀院1997年10月25日判決10528号など）。また民法1227条に基づき、労働者側の過失による過失相殺が認められる場合がある（破毀院1986年判決6026号）。非財産的損害（*danno non patrimoniale*）は含まれない（破毀院1988年判決6072号など³⁷⁾。この請求に関して労働者は、事業主の動産に対して、先取特権を有する（民法2753条）。

(3) 請求権の性質

この損害填補請求権の性質については、過去において、「契約上の責任（*responsabilità contrattuale*）」か、「契約外の責任（*-extracontrattuale*）」か、「法律に基づく特別の責任（*-sui generis*）」か、について議論があった³⁸⁾。

35) なお、この規定は本来、従属労働者のみに適用され独立労働者には適用されないが、もともとの自動性の原則と同様に、「連携的・継続的協働関係の労働者（*lavoratore con contratto di collaborazione coordinata e continuativa*）」ないし「プロジェクト労働者（*lavoratore a progetto*）」に対する適用については、議論がある。Canavesi 前掲注10), pp. 341-342. 小島・前掲注1), 36-37頁。

36) Miscione 前掲注7), p. 383. Canavesi 前掲注10), pp. 340.

37) Zangari 前掲注9), p. 716. Miscione 前掲注7), p. 383.

38) Riva-Sanseverino, Luisa, *Libro quinto-Del Lavoro, 5ta. ed., in Commentario al Codice civile (a cura di Antonio Scialoja e Giuseppe Branca)*, Zanichelli-Del Foro

現在は、通説判例とも、契約上の責任と解することに落ち着いている（破毀院2007年6月15日判決13997号、同1984年10月4日判決4934号など）。非財産的損害が含まれないのも、契約上の責任であるからとされる³⁹⁾。

しかし、いかなる意味で「契約上の責任」なのか、すなわち具体的にどの契約に基づく責任なのかについては、必ずしも明確になっていない。過去の通説は、事業主と労働者との労働契約によるものとしていたようである⁴⁰⁾。しかし、最近では、社会保障法関係と労働法関係を峻別する立場から、「法に定める特別な義務の違反から生ずる (nascente dalla violazione di un obbligo specifico di legge)」ものとしての「契約上の責任」とする考えが強い⁴¹⁾。

(4) 請求・時効

契約上の責任であることの帰結として、この損害填補請求権の消滅時効期間は、債権の原則時効期間10年である（民法2946条）⁴²⁾。しかし、その始期については議論がある。

多数説は、拋出が正しく行われていたら受給できたはずの給付について社会保障機関が支給を拒否する措置を重視し、「確定的に給付拒否措置をとったとき」ないし「給付拒否措置を被保険者が知ったとき」が時効の始期になるとするようである⁴³⁾。これに対して、社会保障機関による措置を重視せず、「年金受給開始年齢に達し、必要な受給要件が満たされたとき」

Italiano, 1977, pp. 527-528. Avio 前掲注23), p. 76.

39) Zangari 前掲注9), p. 716. Ciocca, Giuliana, "L'automaticità delle prestazioni previdenziali e le azioni del lavoratore: un ulteriore contributo della giurisprudenza", in *Massimario di Giurisprudenza del Lavoro*, 2000, n. 4 (aprile), p. 413.

40) Riva-Sanseverino 前掲注38), pp. 527-528. Zangari 前掲注9), p. 715.

41) Ciocca 前掲注39), p. 413. Canavesi 前掲注10), pp. 340. Cinelli 前掲注20), p. 290.

42) Zangari 前掲注9), p. 717. Cinelli 前掲注20), p. 290.

43) Persiani 前掲注10), p. 124. Cinelli 前掲注20), p. 290.

とする見解もある⁴⁴⁾。破毀院の判例は混乱した変遷を示しているが⁴⁵⁾、最近では後者の見解に立つ判例が多いようである⁴⁶⁾。

民法の原則では、消滅時効は、「権利が行使できる日から進行を開始する」(民法2935条)。イタリアにおいても、原則として社会保障の権利義務は法に基づいて自動的に生じており、社会保障機関による措置はそれを確認するものに過ぎないというのが通説であるので⁴⁷⁾、後者の見解(および最近の判例の傾向)のほうが、論理的には一貫していると言うことができる⁴⁸⁾。しかし、事業主による拋出の支払い状況を労働者が必ずしも常に把握しているとは限らず、INPSなどの社会保障機関から年金給付額を通知されてはじめて問題を認識する可能性も否定できない。その意味では、多数説のほうが、時効の始期を後ろにずらす効果があり、労働者(被保険者)の保護に資することになる。

民法2116条2項に基づくこの損害填補請求権に関する訴訟は、後述の終身定期金に関する訴訟とは、別個・独立である。労働者・事業主の2当事者のみによる訴訟であり、社会保障機関が参加する必要はない。終身定期

44) Ciocca 前掲注39), p. 416. Avio 前掲注23), p. 70.

45) 破毀院1999年12月29日判決14680号までの変遷は、Ciocca 前掲注39), pp. 411-412 に詳しい。それによると、労働部と統合部に意見の相違があるのみならず、統合部判決だけを見ても、1979年12月18日判決6568号が「社会保障給付の受給のために必要な要件を満たしたとき」としていたのに対して、1986年2月24日判決1106号では「拋出がその期間支払われていたら受給権があるであろう給付が、社会保障機関によって拒否されたことを、被保険者が知ったとき」としており、見解が動揺している様子がうかがえる。

46) Avio 前掲注23), p. 70. 上記の破毀院1999年12月29日判決14680号に引き続き、2003年3月13日判決3756号、2004年7月3日判決12213号、2009年5月14日判決11211号。

47) Cinelli 前掲注5), p. 65.

48) 破毀院1999年12月29日判決14680号は、社会保障機関による給付決定措置について、「すでに定まった前提に基づいて法そのもののみによって定まる義務に関して、単に宣言するに過ぎない措置 (atto meramente dichiarativo)」という。

金を設けることについての訴訟が決着しても、別個に新たに請求することができる⁴⁹⁾。

また、拋出義務についての法に違反する労使の合意はもちろん無効であるが（民法2115条3項）、この損害填補請求権については、その本質上、年金受給権の発生前、すなわち損害の発生前は、放棄することができない。請求権自体がまだ発生していないからである。和解も無効である⁵⁰⁾。労働者・事業主の2当事者による和解（示談）は、年金受給権の発生後に行われたものに限り、はじめて有効となる⁵¹⁾。

5. 終身定期金

(1) 概 要

終身定期金（rendita vitalizia）の制度は、1962年8月12日法律1338号13条に基づいて実施されている。

年金制度において、拋出の支払いを怠りかつ時効によってもはやその支払いができなくなった事業主は、INPS に対して、怠った拋出に対応して労働者が受給できたはずの年金給付に代替する終身定期金を設定することを請求することができる（同条1項）。拋出の不履行によって年金給付のすべてが失われること（資格期間要件を満たさなくなった場合など）も、一部が失われる（給付額が減る）こともあるが、終身定期金はそのまま年金給付を補完するものであり（同条3項）、すなわち終身定期金の設定によって、拋出が正しく行われていたら受給できたはずの年金給付が、そのまま INPS から労働者に支給されることになる（支給額の補完のみならず支給要件の補完も可能である⁵²⁾）。

49) Avio 前掲注23), pp. 73-76.

50) Avio 前掲注23), p. 76. 破毀院2004年10月25日判決20686号。

51) Canavesi 前掲注10), p. 341. 破毀院2004年8月7日判決15308号。

事業主による終身定期金の設定がなされない場合は、労働者も、事業主に代わり、INPSにその請求を行うことができる（同条5項）。その場合において、労働者は、事業主に代わって終身定期金の設定のためにINPSに支払った拠出額（次項）を、事業主に対して求償することができる。労働者の遺族（*superstiti*）による請求も可能である⁵³⁾。

終身定期金の設定ができるのは、INPSのみである（ほかの年金給付機関では認められていない）。INPSには、終身定期金の設定を行うかどうかの裁量権はない⁵⁴⁾。対象となる労働者は、法規定上は一般義務制度の従属労働者のみであるが、判例によって、同様に拠出を本人が自ら直接に行うことができない労働者にも拡大されている⁵⁵⁾。たとえば、手工業事業所における家族協働者（*familiari coadiutori*）、徒弟労働者（*apprendista*）、農業部門の従属労働者、準従属労働者の一部などである。

(2) 必要な拠出額

終身定期金の設定のために、事業主（または5項に基づいて事業主に代わって請求を行う労働者）は、INPSに対して、労働社会保障省令で定めるところによる数理上の積立金相当額を支払わなければならない（同条6項）。

具体的な計算方式は、1995年のディーニ改革による「拠出額方式（*sistema contributivo*）」の導入⁵⁶⁾の前後で異なっている⁵⁷⁾。

52) INPSのHPによる。

53) INPSのHPによる。

54) *Miscione* 前掲注7), p. 387.

55) *Canavesi* 前掲注10), p. 342. *Cinelli* 前掲注20), p. 209. 憲法裁判所1995年1月12日判決18号, 破毀院2001年1月15日判決8089号など。

56) 1995年8月8日法律335号による年金改正（いわゆる「ディーニ改革」）によって、年金給付額の基本的な計算方法が、現役時代の報酬をもとにする旧来の「報酬額方式」から、拠出をもとにする「拠出額方式」に変更された。詳細は、小島晴洋・小谷真男他（2009）『現代イタリアの社会保障』旬報社、126-131頁。

1995年12月31日までの期間に係る「報酬額方式 (sistema retributivo)」による年金給付については、拠出が正しく行われていたら受給できたはずの年金給付総額 (年額) と、現状の記録に基づき計算された (拠出不履行の結果の) 年金給付額 (年額) との差額に、労働社会保障省令⁵⁷⁾で定められた指数を乗じて求められる。この指数は、年齢と最終的な拠出年数に応じて異なる数値であり、男女別に表形式で定められている。

これに対してそれ以降の「拠出額方式」による年金給付については、本来支払うべきであった不履行当時の拠出額に遅延利息を付加した額となっている。

(3) 労働関係の証明

終身定期金の設定に当たって、法は、厳しい証明要件を規定している。これは、問題となるのが過去の事実であるため、不正を防止するためである⁵⁹⁾。終身定期金の設定を請求するのが、事業主である場合も労働者である場合も、同様である⁶⁰⁾。すなわち、請求は、「労働関係が実在することおよびその期間、並びに当該労働者の受けた報酬額を推定することのできる、明確な日付の文書 (documenti di data certa)」を提示して行わなければならない (同条4項)。

証明すべき事実は、①労働関係の存在、②労働関係の期間、③労働者の報酬額、の3点である。

この規定に対しては、すべての証明に文書を要求していることが憲法24条 (裁判を受ける権利) に抵触するのではないかと疑問が提示されていた。

57) Gremigni, Pietro (a cura di), *Guida pratica pensioni (Sistema Frizzera 24)*, il Sole 24 Ore, 2013, pp. 2-18. ほか、INPSのHPによる。

58) 従属労働者の一般義務制度については、省令 (Decreto Ministeriale) 1981年2月19日および同2007年8月31日。

59) Zangari 前掲注9), p. 719.

60) Avio 前掲注23), p. 74.

憲法裁判所は当初1984年2月15日判決26号で合憲としていたが、その後1989年12月22日判決568号で判断を改め、「労働関係の存在」の証明のためには文書が必要であるが、「労働関係の期間」と「報酬額」までその他の方法による証明を禁止している限りで憲法に違反するとした。

INPSの実務では、次のように取り扱っている（1990年7月30日通達183号）。まず、有効な証明と認められる基本的な文書は、当該期間についての記録がある労働手帳（libretto di lavoro）⁶¹⁾、給料明細書、賃金記録の抜粋、登録簿、採用通知、解雇通知などである。これらの文書は、問題となった当該期間の時点で作成されたもののみが認められ、終身定期金の設定の請求を目的として作成されたものは認められない。労働関係の存在が認められた場合には、さらにその他の証拠や証言、事業主による陳述などが有用な場合もある。

(4) 民法2116条2項との関係

終身定期金の設定の請求は、拠出債権の時効が完成した時点から行うことができる（破毀院2005年1月18日判決840号）。年金受給権の取得前（たとえば支給開始年齢に到達する前）でも可能である⁶²⁾。この請求権の時効期間は10年（民法2946条）であり、拠出債権の時効が完成した時点から開始される（破毀院2003年3月13日判決3756号など）⁶³⁾。すなわち労働者は、

61) 労働者は、居住する市町村の長が発行する労働手帳を保有しなければならない（1935年1月10日法律112号1条）。大内伸哉（2003）『イタリアの労働と法—伝統と改革のハーモニー』日本労働研究機構，77頁。

62) Miscione 前掲注7），p. 387.

63) ただしこれに対しては、終身定期金制度は事業主による拠出の支払いを時効完成後も認めるものにすぎず、新たな権利を与えたものではないとの立場から、時間的制約なくいつまでも請求することができるとの反対説がある（Centofanti, Siro, “L'utilizzabilità effettiva della rendita vitalizia ex art. 13, l. n. 1338/1962”, in *Rivista del Diritto della Sicurezza Sociale*, anno XVI, n. 4, 2016, pp. 638-649）。労働者が請求する場合も同様であるとする（労働者は事業主の債務を第三者として弁済す

拋出債権が時効消滅して自動性の原則が適用されなくなった場合には、当初の10年間のうちに終身定期金の設定の請求をしなければならず、その期間の経過後は、民法2116条2項に基づく事業主に対する損害填補請求のみが可能となる⁶⁴⁾。

終身定期金の設定の請求と民法2116条2項に基づく損害填補請求は、独立・別個の請求であり、労働者は、両者の請求を同時に行うことができる(破毀院1990年6月13日判決5742号)。労働者による終身定期金の設定の請求は、事業主の請求による設定が行われない場合にのみ認められるものである(1962年法律1338号13条5項)、その争訟は、労働者・事業主・INPSの3者間のものとなる。これに対して、民法2116条2項に基づく損害填補請求の争訟は、労働者・事業主の2当事者によるものであり、INPSが参加する必要はない。労働者は、終身定期金を設けることについての訴訟が決着しても、民法2116条2項の損害填補請求を別個に新たに請求することができる⁶⁵⁾。

終身定期金の設定が行われた場合には、事業主は、民法2116条2項に基づく損害填補義務を免れる。これは、終身定期金の設定が、民法2116条2項に基づく損害填補を特別な形式で実現しているものと考えられるからである⁶⁶⁾。

るものと解している)。その場合、労働者が事業主に代わってINPSに支払った拠出金について、労働者から事業主に対する求償請求権は、労働者が支払いを行った時点から10年で時効消滅とする(同 pp. 649-651)。

64) Canavesi 前掲注10), p. 343. Avio 前掲注23), p. 70.

65) Canavesi 前掲注10), p. 342. Avio 前掲注23), p. 72-76.

66) Zangari 前掲注9), p. 718. Cinelli 前掲注20), p. 208.

6. 日本との比較

(1) 就労継続中の被保険者の保護

日本では、事業主が正しく保険料を納付していない事実を被保険者が知った場合には、主に保険者側に対して何らかのアクションを起こすことを想定して法制度が作られている。たとえば厚生労働大臣に対する確認の請求（厚年法31条1項）であり、また平成26年法律64号による改正では、厚生年金保険原簿の訂正請求が制度化された（同28条の2）。これに対して、事業主が正しく保険料を納付すべきこと等を被保険者が事業主に対して請求することができるかについては、日本では問題そのものがほとんど意識されておらず、議論もされていない⁶⁷⁾。

イタリアでも、事業主に対するアクションより、社会保障機関に対する届出（denuncia）のほうに重要な位置づけが与えられており（2.）、労働者（被保険者）は事業主よりも保険者側を相手にするべきだという点においては、日本・イタリア共通といえる。

67) 一部の裁判例や学説においては、失われた年金相当額を事業主が被保険者に賠償すべき根拠として、被保険者資格の届出義務等を「労働契約上の義務」などと構成している（加藤智章（2016）『社会保険核論』旬報社、89頁、奈良地判平成18年9月5日労働判例925号53頁（豊國工業事件）など）。しかし、そのような立場からも、就労継続中の被保険者から事業主に対して保険料を納付すべき旨の請求ができるか、についての言及はないようである。私見（小島晴洋（2014）「企業」『社会保障研究』第3号、110頁）は、労働契約を登場させずに保険関係の中ですべての権利義務関係を理解しようとするものであるが、その立場からも、就労継続中の被保険者から事業主に対して正しい保険料の納付等を請求する権利を構成することは、不可能でないとはいえないと思われる。なお、直接ではないが関連する裁判例として、秋田地判昭和31年11月20日労民集7巻6号1119頁（大同石油事件）がある。そこでは、事業主が被保険者負担分の保険料を源泉控除していたにもかかわらずそれを被保険者に納付していなかった場合に、被保険者は、自ら保険料を納付するという名目でも、事業主に対してその返還を求めることはできないとされた。

相違点としては、まず明文規定の有無を挙げることできる。イタリアにおける届出は、特段の明文規定がないようであるが広く認められ、判例によってその効果が強化されてきた。対する日本は、当初から被保険者本人の資格確認の請求（厚年法31条1項）が規定されていたが、さらに原簿訂正請求の手続きも明文化された（同28条の2）。後者は、一連の年金記録問題による特殊事情と考えるべきであろうか。もう1つの相違点として、保険者側に対して起こしたアクションの効果の問題がある。これは、時効の問題として次項で論じたい。

(2) 保険料（拠出）を徴収する権利の消滅時効

日本の厚生年金保険料については、徴収する権利の消滅時効期間は2年である（厚年法92条1項）。国の債権のため（同81条1項）、会計法31条1項により、時効の援用を要せずまた時効の利益を放棄することができない。保険料の督促および納入の告知は、民法153条に規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる（同92条3項）。

保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、「当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は、行わない」（同75条本文）。ただし、時効完成前に厚生労働大臣に対して一定のアクションがあった場合には、このような取扱いはなされないこととされており、具体的には、①事業主による届出（同27条）、②被保険者または一定の遺族による厚生年金保険原簿の訂正請求（同28条の2）、③被保険者による確認請求（同31条1項）が定められている（同75条但書）。

以上から、日本・イタリアともに、保険料（拠出）を徴収する権利の時効消滅が給付の不利益を生じさせる基本的な要因となっている点において、共通することが見てとれる⁶⁸⁾。また、時効完成前に被保険者（労働者）側

68) 詳しくは、小島・前掲注1), 46-48頁。

から保険者側に対して行う一定のアクションに、その不利益の発生を防止する効果が与えられていることも共通する。

相違するのは、不利益発生を防止するメカニズムである。イタリアにおける労働者等の届出の効果は、あくまでも時効と結びついている。時効中断（2.(3)）かつ時効期間の延長（3.(2)）であり、時効が完成しない結果として給付の不利益は生じない。最長で15年という時効期間が実現するわけであるが、長期とはいえ無期限ではないので、場合によっては再度の時効中断を必要とすることもあり得ることとなる。言い換えれば、時効の完成により給付の不利益が生ずるという原則は、かたくなに貫徹されている。

これに対して日本では、被保険者による確認請求や原簿訂正請求に対して、時効完成と関わりなく、給付の不利益を生じさせない効果を与えている。しかも、いったん請求を行えば、その効果は時効期間と関わりなく無期限に続く。日本のメカニズムでは、いったん被保険者による確認請求等が行われれば、時効と給付の不利益との関係は、切断されるものということができよう。

(3) 事業主による損害の填補

事業主の不適正な取扱いにより失われた年金相当額の賠償については、日本においてもすでに多くの裁判例の集積がある⁶⁹⁾。請求を認容したものも多く、学説もおおむね肯定的である。日本・イタリアともに、被保険者（労働者）から事業主に対して損害の填補・賠償を請求できるという基本的な状況は、共通しているものということができよう。

しかし、いくつかの相違点も指摘できる。第一が、明文規定の有無である。イタリアでは民法2116条2項という明文規定の存在が、取扱いや解釈の明確化を行うとともに、一定の枠をはめている。対する日本は、明文規

69) 小島・前掲注67), 100-104頁。

定はなく、基本的にはすべて損害填補・賠償法の解釈・適用の問題として論じられている。

それは第二に、次のような具体的な解釈・適用の違いをもたらしている。すなわち、損害填補（賠償）請求権の発生時期に関しては、イタリアでは年金受給権の発生時とされ明らかであるが（4.(4)）、日本では必ずしも定まっていない⁷⁰⁾。また、対象となる損害も、イタリアでは失われた年金相当額部分にほとんど限定されているが（4.(2)）、日本では保険料相当額部分や慰謝料も併せて考えられている⁷¹⁾。

第三に、損害填補（賠償）請求権の性質ないし根拠の問題がある。イタリアでは直接の根拠として明文規定が存在するので、その性質の問題として古くから議論され、近年では「法に定める特別な義務の違反から生ずる（nascente dalla violazione di un obbligo specifico di legge）」ものとしての「契約上の責任」とする考えが強いことはすでに述べた（4.(3)）。これに対して日本では、不法行為責任と捉える考え方と債務不履行責任と捉える考え方が並立し、後者の中でも「労働契約上の（付随）義務違反」か「社会保険関係上の義務違反」かなど、現在も多くの議論が行われている⁷²⁾。

(4) 本来の年金給付の回復のための方策

本来の年金給付を回復させるために、日本では2007年に「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律131号）」（以下、特例法という）が制定された。この法律に基づく措置は、当初は一連の年金記録問題に対して救済を行う特例的な制度とされていたが、

70) 裁判例には、老齢年金受給権発生前の原告について請求を認めないものが多いが、容認したものもある（新潟地判平成17年2月15日判例自治265号48頁）。小島・前掲注67），111頁。堀勝洋（2017）『年金保険法〔第4版〕』法律文化社，604-608頁。

71) 小島・前掲注67），110-112頁。

72) 小島・前掲注67），109-110頁。堀・前掲注70），597-604頁。

平成26年法律64号の改正により、厚生年金保険原簿の訂正請求（厚年法28条の2）の導入とあわせて恒久的な制度とされた⁷³⁾。

この法律では、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合、厚生労働大臣は、原則として社会保障審議会等の手続きを経て、当該被保険者の資格の取得等の確認、標準報酬月額の変更・決定を行う（特例法1条1項）。原簿記録の訂正も行われる（同条4項）。対象となるのは、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限り、厚年法75条但書に該当する場合は除かれる。また、当該被保険者が、事業主が義務を履行していないことを知り、または知りうる状態であったと認められる場合も除外される。

厚生労働大臣が上記の確認・決定等を行った場合には、事業主は特例納付保険料を納付することができる。特例納付保険料額は、未納保険料額に一定額を加算したものである（同法2条1項）。厚生労働大臣は、事業主に対してその納付を勧奨する（同法2条2項）。特例納付保険料の納付および勧奨は、法人である事業主に係る事業が廃止されているとき等は、その元役員も対象となる（同法2条3・4項）。事業主等が特例納付保険料を納付しない等の場合には、インターネット等を通じてその氏名等が公表される（同法3条）。事業主等が不明で勧奨ができない場合や、氏名等の公表によっても納付がなされない場合には、特例納付保険料に相当する額を、国庫が負担する（同法2条9項）。

以上が、日本における本来の年金給付の回復の制度とすることができる。イタリアでは終身定期金（rendita vitalizia）の制度により本来の年金給付

73) 特例法と現在の厚生年金保険原簿の訂正請求制度については、石引康裕（2008）「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」ジュリスト1352号、106-111頁。社会保険研究所（2014）『年金事業運営改善法の解説』、25-39頁。

の回復がなされるといえるので、両国とも、特別法によって一定の範囲で本来の年金給付の回復が制度化されている点においては共通するといえることができる。しかし、両制度を比較すると、相違点も多い。

第一が、回復の請求を行うべき請求権者が誰かである。イタリアの終身定期金においては、請求権者は原則として事業主であり、労働者（または一定の遺族）は、事業主による請求がない場合に、事業主に代わって請求することができるにすぎない（5.(1)）⁷⁴⁾。これに対して日本では、請求を行うのは被保険者（ないし元被保険者、または一定の遺族）であり（厚年法28条の2）、事業主が請求を行うことは想定されていない。

第二は、財源の拠出が必要か否かである。イタリアでは、終身定期金の設定のために、必ず必要な財源の拠出を行わなければならない。すなわち、拠出がなければ年金給付の回復はなされない。そして、拠出を負担するのは、請求を行う事業主である（事業主に代わって労働者が請求を行った場合でも、最終的には事業主が拠出を負担する）（5.(2)）。対する日本の特例法では、事業主等は特例納付保険料を納付することができる（傍点筆者）のみであり、それは単に勸奨（傍点筆者）されるにすぎない。すなわち、財源の拠出がなくとも年金給付の回復は行われる。保険者側の不利益を避けるために、国庫負担による穴埋めが行われることとなっている。

第三は、回復が認められる要件である。イタリアの終身定期金の設定が認められるのは、①拠出の支払いがない（または不足する）、②拠出債権が時効消滅している、③年金給付の全部または一部が失われる、場合であり（5.(1)）、そのために証明すべき事実は、①労働関係の存在、②労働関係の期間、③労働者の報酬額の3点である（5.(3)）。これに対して日本の特例法で給付の回復が認められるのは、次のような場合である：①事業主が被保険者負担分の保険料を源泉控除している、②事業主の保険料納付が

74) ただし、Centofanti 前掲注63), p. 630によると、事業主による請求は実際には少なく、多くが労働者による請求とのことである。

確認できない（ない、または不足する）、③保険料徴収権が時効消滅している、④厚年法75条但書の場合でない（年金給付が失われている）、⑤被保険者が知りうる場合等でない。

回復が認められる要件において両国が異なるのは、日本の要件①および⑤の存在であり、これらはイタリアでは求められていない。いずれも被保険者（労働者）側の事情であるが、特に対照的な相違は「①被保険者負担分の保険料の取扱い」ということができる。日本の特例法では被保険者が保険料の源泉控除をされていたか否かは決定的な要因であり、給与明細等の証拠が厳しく求められるのに対して、イタリアの終身定期金の設定においては、労働者負担分が報酬から控除されていたか否かは問題とされおらず（議論もほとんどないようである）、その証明も求められていない。

7. まとめにかえて

(1) 日本・イタリアそれぞれの特徴

前節では個別の場面・制度に則して両国の比較を行ったが、総合し視点を変えると、次のような相違ないし特徴が浮かび上がる。

第一は、財源負担の最終的な責任を誰が負うかである。イタリアにおいては、まず給付の不利益の発生を予防する局面において、時効完成を阻止するメカニズムにこだわっていることはすでに述べた。時効が完成しない限り、社会保障機関は事業主に拠出を請求できるので、このメカニズムは、最終的な財源負担の責任をあくまでも事業主に求めるものということができる。また終身定期金制度においても、事業主からの拠出がなければ、そもそも終身定期金の設定は行われぬ。財源負担の責任は、やはり事業主ということができる。総じてイタリアにおいては、財源負担の責任を社会保障機関（保険者側）において引き受けることはなく、必ず最終的には事業主に追求することができるようになってきているということができる⁷⁵⁾。

他方日本では、被保険者等による確認請求・原簿訂正請求等の効果は、時効の進行と関わりなく、給付の不利益の防止に直結する。逆に言えば、時効完成を回避するためには、保険者側において督促など時効中断の効力を有する一定のアクションを行わなければならない。時効期間は2年と短い。ため、保険者側の負担は重くリスクも大きい。時効が完成してしまえば、保険者側はもはや事業主に請求することはできず、財源負担の責任は保険者側において負わざるを得ないこととなる。また、特例法による給付の回復においても、特例保険料の納付は給付の回復と条件付けられておらず、事業主等に納付が勧奨されるにすぎない。事業主等による納付がない場合には国庫負担によって保険者側の財政に穴が空くことは避けられているが、結局その部分については事業主等の「逃げ得」を許すこととなる⁷⁶⁾。どうも日本においては、財源負担の最終的な責任の所在は曖昧なままのようである。

第二は、被保険者（労働者）の負担分の拠出の位置づけである。イタリアの終身定期金制度と日本の特例法との比較において、日本の特例法では被保険者が保険料の源泉控除をされていたか否かは決定的な要因であるのに対して、イタリアの終身定期金の設定においては、労働者負担分が報酬から控除されていたか否かは問題とされていないことはすでに述べた。

同様の状況は、被保険者（労働者）から事業主に対して損害填補・賠償の請求を行う場面でも見られるように思われる。日本では、損害額の算定

75) もちろん事業主の破産・無資力等の可能性は否定できない。なお、破産の場合には自動性の原則の適用自体が拡大されている（1992年1月27日委任立法80号3条）。小島・前掲注1），42頁。

76) 「逃げ得」を防ぐために、国が特例納付保険料相当額を負担したときは、国は「当該特例対象者が当該特定事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する」（特例法2条13項）との規定が、国会修正で追加された（石引・前掲注73），111頁）。しかし、本来の年金給付の回復が行われれば年金給付に係る損害は発生していないことになるので、被保険者から事業主に対し損害賠償の請求を行うことは基本的には考えられない。あまり意味のない規定と思われる。

に当たって被保険者負担分の保険料相当額が損益相殺の対象となるのはむしろのこと、被保険者本人が保険料を支払っていなかった場合には、事業主との共謀・了解ないし少なくとも本人の過失が認定され、過失相殺が行われることになろう⁷⁷⁾。しかしイタリアの民法2116条2項の解釈・適用においては、労働者負担分の拠出が報酬から控除されていたかどうかが問題とされ議論されることは、あまりないようである⁷⁸⁾。労働者負担分の拠出についてどのような取扱いがなされていたかは、総じてあまり重要視されていないように見える。

(2) 「給付の自動性の原則」に関する若干の考察

わたしは「給付の自動性の原則」を紹介する前稿において、研究の切り口として、①「給付の自動性の原則」は、実は日本も含めて普遍的な存在であるが、イタリアのみにおいて明確に意識され顕在化したものであるという可能性、②「給付の自動性の原則」は、「事業主の拠出義務」と「労働者の受給権」との関係の議論であり、財源を拠出すべき主体をあくまでも事業主と捉えることが前提となっているものであるという可能性、の2つの仮説を指摘した⁷⁹⁾。

本稿の分析結果は、少なくとも日本との比較に関する限り、後者の可能性を示唆するように見える。日本においては、保険料を本来負担すべき者が被保険者であるのは、どうも自明のようである。しかし、だからといってイタリアでは、本当に財源を拠出すべき主体は被保険者（労働者）でな

77) 小島・前掲注67), 111-112頁。

78) 損害額についての過失相殺は行われるので(4.(2)), その中で考慮されている可能性はあるが、いずれにしても管見の限り裁判例や議論はほとんどないようである。わずかに Centofanti 前掲注63), p. 652 では、労働者による不作為が過失相殺を構成しようとの破毀院判決(2013年9月11日判決20827号)が否定的に紹介されているが、詳細は不明である。

79) 小島・前掲注1), 49-50頁。

く事業主と捉えられているのだろうか。その論証のためには、更なる分析を必要としよう。

年金制度ないしは広く社会保障制度において、財源を負担すべき者は誰か。本件では政策論でなく歴史的な考察であるが、課題はなお深く広い。